

辰野町景観計画 概要版



● 景観計画とは

わたしたちの周りにある、美しい自然の眺めや、これまで大切に受け継がれてきた歴史や文化が根付いた様、また、毎日の生活の積み重ねによってつくられている景色、記憶とともに目の前にあり続ける「あの日の風景」。

このような、わたしたちの身のまわりの眺めを「景観」と言います。町では、美しく、心落ち着く辰野町の景観をいつまでも守り、新たにより良い景観を育てていくことを目指していくために、「景観法」による景観計画を策定しました。計画により、町民、地域、事業者、行政が一体となって、より良い景観を守り、育て、つないでいきます。

● 景観計画の基本理念

私たちは立場が違って、目指すべき景観のあり方は同じであると考え、町の景観づくりの理念を「景観形成基本理念」として決めました。今後はこの理念に向かって、町の景観づくりを進めていきます。

■ 景観形成基本理念

世界につながる 日本のど真ん中 “ふるさと” 辰野
多くの人たちによって守り育てられてきた
この美しい「あの日の風景」に 未来の子ども達が出会えるよう
立場を超えて ともにつないでいきます

● 計画の区域と地区区分 (計画書本編 P17、18)

景観計画では、町全域を計画の対象区域にしています。また、景観の特徴から、町の全域を5つの面的な地区と面の中を通っている2つの軸的な地区に分けています。詳細な図面は町ホームページで公開しています。

面の景観

■ 山地・森林地区

広範囲に樹木が密に生育している地域

■ 山里・田園地区

【山里】

天竜川支川のおもに農地の地域で、住宅が点在している地域

【田園】

山里地区以外のおもに農地の地域。点在する住宅地も含んだ地域

■ 住居地区

おもに住宅地の地域と今後住宅の増加が見込める地域

■ まちなか地区

都市計画法により、住居系・商業系・工業系区域に指定されている範囲で住宅地・商業地・工業地が混在して立地している

■ 工業地区

おもに工場のみが立地している地域で用途地域外も含む

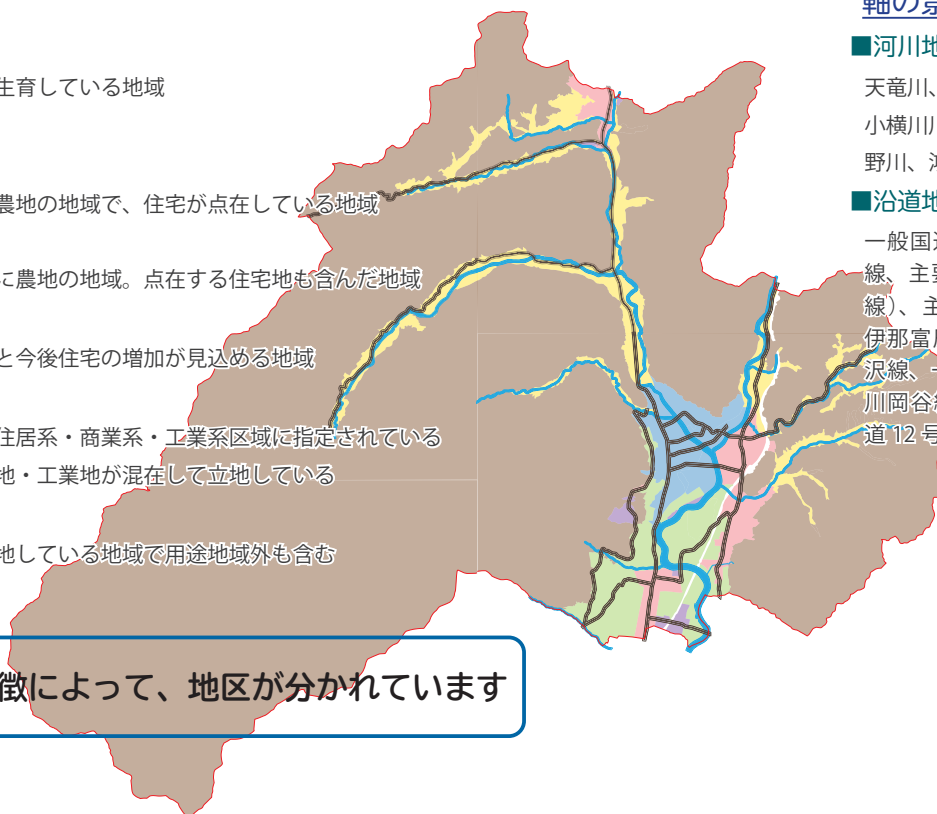
軸の景観

■ 河川地区 (河川の両側 18 m)

天竜川、小野川、駒沢川、飯沼川、横川川、小横川川、北の沢川、桑沢川、前沢川、上野川、鴻の田川、沢底川、樋の沢川

■ 沿道地区 (道路の両側 30 m)

一般国道153号、主要地方道下諏訪辰野線、主要地方道伊那辰野停車場線(竜東線)、主要地方道諏訪辰野線、一般県道伊那富辰野停車場線、一般県道川上唐木沢線、一般県道与地辰野線、一般県道楯川岡谷線、町道1号線、町道7号線、町道12号線、町道16号線、町道17号線



凡例	
面の地区区分	
■	山地・森林
■	山里・田園 (山里)
■	山里・田園 (田園)
■	住居
■	まちなか
■	工業
軸の地区区分	
■	河川
■	沿道

● 景観形成基準 良好な景観のための行為の制限の基準 (計画書本編 P38 ~ 46)

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

種類	山地・森林地区	山里・田園地区
配置	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	
	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めるとともに、緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。
	敷地内の電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置するよう努めること。	
	建築物等の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。	
	【沿道】 ・大規模行為 ^{注1} にあつては、特に支障になる場合を除いて、道路から5m以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。 ・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）をできるだけ設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。	
規模	山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。	
	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、やむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の山里・田園景観との調和に努めること。
	建築物の高さは、原則として15m以下とすること。	
	【沿道】 高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感を生じないよう努めること。	
	【河川】 連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。	
形態・意匠 ^{注2}	屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山並みや樹林との調和を図ること。	屋根は適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図ること。
	伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。 特に、小野区の住居地区においては周辺の家並みとの調和に配慮するよう努めること。 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	
	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	
	非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	
	【沿道】 道路沿いからの見え方に配慮し、上部及び通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。 【河川】 河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインの工夫に努めること。	
材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等により反射光の軽減に努めること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
	地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用するよう努めること。	

住居地区	まちなか地区	工業地区
山地・森林地区、山里・田園地区と同様	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	
山地・森林地区、山里・田園地区と同様		
山里・田園地区と同様	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	
山里・田園地区と同様	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>付帯設備の配慮</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【配慮事例】 配置</p> <p>エアコンの室外機などは道路から直接見えない場所へ配置するのが理想ですが、やむを得ず道路側へ配置する場合は、前面へ格子等を設置するなどにより、直接的に見えなくするのも配慮の一つの方法です。</p> </div>	
山地・森林地区、山里・田園地区と同様		
個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。	高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。
山地・森林地区、山里・田園地区と同様	建築物の高さは、原則として31m以下とすること。	
山地・森林地区、山里・田園地区と同様		
屋根は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図り、落ち着きを感じる形態となるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成や周辺景観との調和に努めること。 高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。
山地・森林地区、山里・田園地区と同様	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>【配慮事例】 形態・意匠</p> <p>左の写真は町外にある住宅の一例です。適度な軒の出を有する勾配屋根とすることで、周囲の景観や、建築物となじんでいます。</p> <p>また、軒天については、垂木を見せるデザインとなっています。軒天は、すっきり見せるために、ボードなどを貼って隠すこともありますが、伝統的な様式で建てられている住宅などは、そのまま垂木を見せているものを多く見かけます。</p> <p>写真の住宅は、田園景観の地区に建てられているため、近隣にある伝統的な建築様式の住宅や農地と調和するように配慮されています。</p> <p>玄関ポーチの屋根についても同様に勾配を持たせることで、建物全体や周囲の景観となじむように工夫がされています。</p> </div> </div>	
<p>※通常、玄関ポーチの屋根は建築面積に入らないため、建ぺい率に関係ありませんが、柱で支えている場合やサイズが1mを超える場合は、建築面積として計算されることから、建ぺい率によっては、上記のような工夫ができない場合があります。</p>		
山地・森林地区、山里・田園地区と同様		
山里・田園地区と同様	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	
山地・森林地区、山里・田園地区と同様	地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	

種類	山地・森林地区	山里・田園地区
色彩等 ^{注3,4}	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園の景観と調和した色調とすること。
	使用する色数を少なくするよう努めること。	
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネル及び枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。 	
	<p>照明を行う場合は、必要最低限の明るさとし、落ちつきや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものを使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、マンセル値[※]【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えたものとなるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ○赤【R】、黄赤【YR】、黄【Y】、黄緑【GY】の色相においては彩度7以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩 <p>【沿道】 高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。</p>	
敷地の緑化	敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。	敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化に努め、良好な景観の形成を図ること。
	農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
	周辺の建築物等と比べて大規模な建築物等にあつては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	
	駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。	
	使用する樹種はできる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	樹林となっている段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、樹林の雰囲気や阻害しないように配慮すること。	
	【河川】 河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。	
【沿道】 魅力的な通りとなるよう、緑化に努めること。		
特定外観意匠 ^{注5} に関する付加基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 ● 規模、形態・意匠 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ● 材料 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 	
	反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	● 色彩等 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園、集落の景観と調和した色調とすること。
	使用する色数を少なくするよう努めること。	
	光源で動きのあるものは、原則として避けること。	

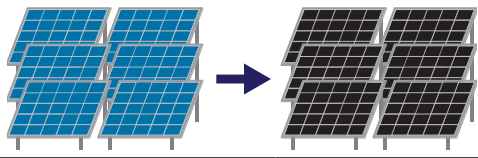
住居地区	まちなか地区	工業地区
------	--------	------

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の住宅地の景観と調和した色調とすること。

山地・森林地区 山里・田園地区と同様

多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

山地・森林地区、山里・田園地区と同様



【配慮事例】色彩等
太陽光発電設備等のパネルについては、色彩に配慮することで、周辺への影響を小さくすることができます。

山地・森林地区 山里・田園地区と同様

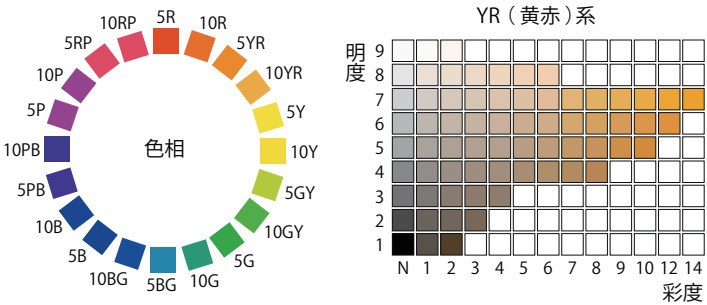
照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。

照明を行う場合は、周辺景観に配慮し、夜間景観の形成に努めること。

山地・森林地区、山里・田園地区と同様

※マンセル値について

マンセル値とは、マンセル表色系によって決まる色の値で、色の表示方法として一般に広く利用されています。日本では、JIS Z 8721として規格化されています。マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」「明度」「彩度」の三つの属性の組み合わせによって表現しています。右の色をマンセル値で表記すると 10 Y R 4.0/2 となります。



色相 明度 彩度

山里・田園地区と同様



【配慮事例】敷地の緑化
敷地の緑化については、高木だけでなく、中・低木やグリーンカーテンなどを効果的に配置することにより、潤いのある景観を演出することができます。

使用する樹種はできる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。

使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。

山地・森林地区、山里・田園地区と同様



【配慮事例】沿道の緑化
道路に面した部分の緑化の一例です。小さなスペースを上手に活用しています。

● 配置
山地・森林地区、山里・田園地区と同様

● 規模、形態・意匠
山地・森林地区、山里・田園地区と同様

● 材料
山地・森林地区、山里・田園地区と同様
山里・田園地区と同様

● 色彩等
けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。

山地・森林地区、山里・田園地区と同様

光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(2) 土地の形質の変更

種類	全地区共通
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

種類	全地区共通
採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

種類	全地区共通
集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

注1 大規模行為は辰野町景観条例に定める以下の行為です。

■延べ床面積が1,500㎡を超える建築物の建築等又は築造面積1,500㎡を超える工作物の建設等

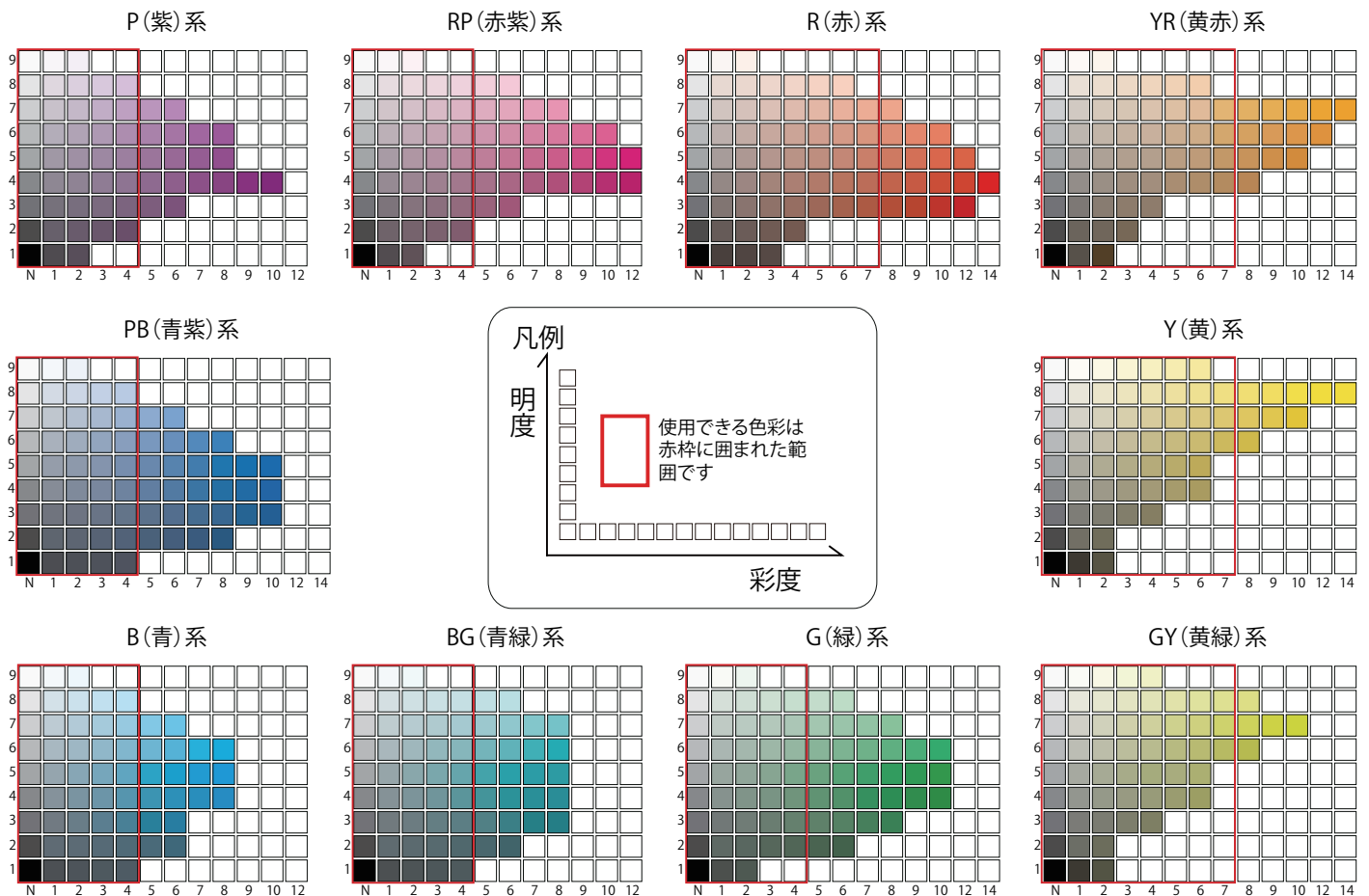
注2 辰野町景観条例の第18条に定める「特定届出対象行為」にかかわる形態・意匠については、変更命令の対象となります。

注3 色彩については法第8条第4項第2号イで形態意匠と定められているとおりですが、本計画では、便宜的に表の中で「色彩等」、「形態・意匠」に分けています。

注4 辰野町景観条例の第18条に定める「特定届出対象行為」にかかわる色彩等については、変更命令の対象となります。

注5 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩、その他の意匠。

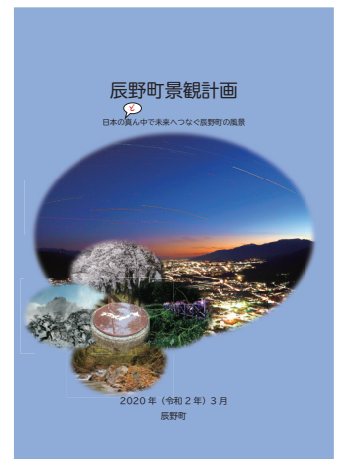
● 色見本※による色彩制限 (計画書別表 P54、55)



※色見本はマンセル表色系の値を使用します。この値は色を定量的に表す数値で、JIS規格となっています。色相（色の相違）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）で成り立っていますが、辰野町景観計画では、彩度の範囲について基準を設けています（P4、5「色彩等」参照）。なお、上記の色見本は印刷のため、実際のマンセル値とは異なります。実際の色を確認したい場合はマンセルカラー表色系の色見本をご覧ください。

● 景観計画のその他の主な内容

- 計画の主旨（計画書本編 P1～7）
- 景観の様相と景観計画区域（計画書本編 P9～18）
- 良好な景観形成に関する方針（計画書本編 P20～34）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（計画書本編 P48、49）
- 良好な景観の形成に関するその他の事項（計画書本編 P50～53）
 - ・ 屋外広告物に関する事項
 - ・ 公共施設の整備に関する事項



『辰野町景観計画』表紙

● 景観形成方針

計画では、景観形成基本理念の他に景観の地区ごとに「景観形成方針」を定めています。基本理念を踏まえて、地区ごとに目指すべき方向性が示されています。

■ 山地・森林地区

- ・ 町の共有の財産として、将来へ受け継いでいけるよう、豊かな自然を育む山地・森林景観を目指します。

■ 山里・田園地区

- ・ 周辺の自然景観と調和した景観形成により「ふるさと」を感じる山里・田園景観を目指します。
- ・ 山里については、特に町固有の特徴的な景観として、周辺の山地・森林景観や河川景観と調和した景観を目指します。

■ 住居地区

- ・ 周辺の自然景観や歴史的・文化的景観と調和した景観形成により、住み心地の良い住宅地景観を目指します。
- ・ 小野区の旧街道周辺は、これまで受け継がれてきた歴史的・文化的景観を維持することを目指します。

■ まちなか地区

- ・ 活力のある市街地づくりに向けて、快適で魅力あるまちなか景観を目指します。

■ 工業地区

- ・ 自然や市街地など周辺の景観と調和し、活力ある工業地景観を目指します。

■ 河川地区

- ・ 周辺の景観との調和や景観の連続性に配慮した、安全で親しみのある河川景観を目指します。

■ 沿道地区

- ・ 利用者が安心して利用でき、快適で魅力的な沿道景観を目指します。

● 町内の主な視点場からの景観

町内には良好な視点場（景観を眺める場所）がたくさんあります。「遠くまで見渡せる視点場」、「近くを見る視点場」、「二つの中間の視点場」。町にはその3つの視点場が揃い、しかも町内各地にいくつもあるのが特徴です。

ここでは、その一部を紹介します。皆さんのお気に入りの視点場も教えてください。

遠く 近く

視点場の種類



大城山



荒神山公園



三順園

下記の行為を行おうとする場合、町への届出が必要となります

● 届出対象行為 景観形成基準に適合するか届け出る行為 (計画書本編 P36、37)

景観計画区域内において、建設などの景観に影響を与える一定規模以上の行為は、景観法に基づき、**行為に着手する30日前までに届出**をするものとします。

届出をされた行為については、景観形成基準に適合するか審査を行い、適合すると認められた場合は、適合通知を行うものとします。

行為		届出の対象となる基準
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13 m を超えるもの又は床面積の合計が 30㎡ を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が 100㎡ を超えるもの
工作物	(3) プラント類、自動車車庫(建築物としない機械式駐車設備等)、貯蔵施設類、処理施設類 ^{*1}	高さ 10 m を超えるもの又は築造面積 100㎡ を超えるもの
	(4) 電気供給施設等 ^{*2} のうち、太陽光発電設備等 ^{*3} を除くもの	高さ 15 m を超えるもの
	(5) 太陽光発電設備等 ^{*3}	パネルの面積の合計が 100㎡ を超えるもの又は発電容量が 10kW を超えるもの
	(6) 上記 (3) ~ (5) を除くその他の工作物	高さ 10m を超えるもの又は築造面積 1,000㎡ を超えるもの
(7) 土地の形質の変更 ^{*4} (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)		面積 1,000㎡ を超えるもの又は法面・擁壁の高さ 2 m を超えるものかつ幅 20 m を超えるもの
(8) 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 1,000㎡ を超えるもの又は法面・擁壁の高さ 2 m を超えるものかつ幅 10 m を超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積		面積 300㎡ を超えるもの又は堆積の高さ 3 m を超えるもの
(10) (1) から (6) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠 ^{*5}		面積 10㎡ を超えるもの

注1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

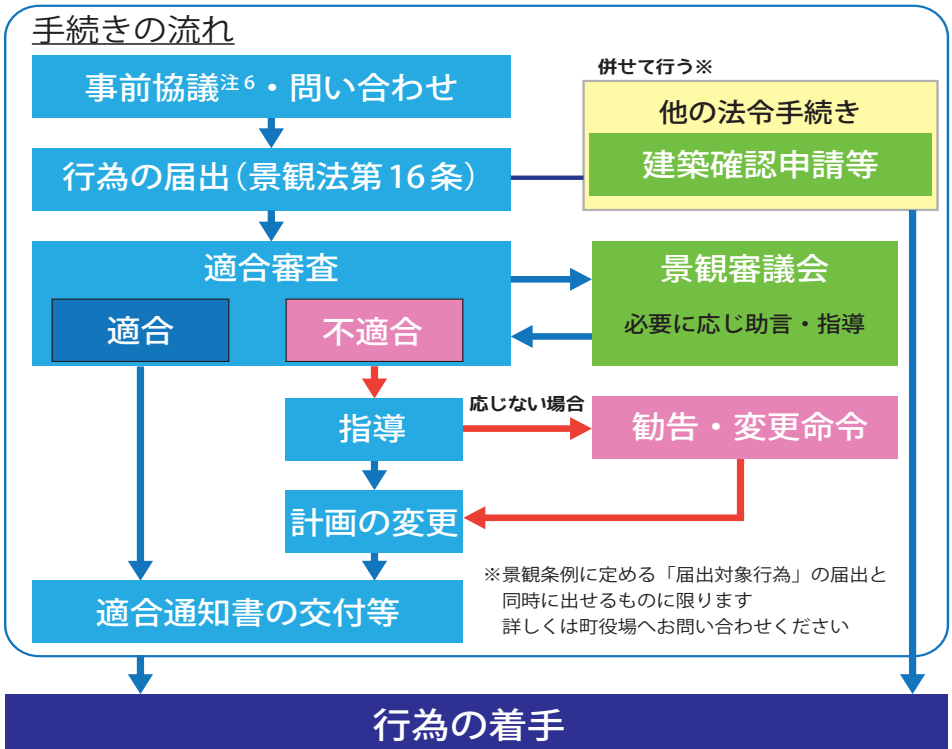
注2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する「電気事業」のための施設、同項第18号に規定する「電気工作物」又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

注3 一定の土地にまとも自立して設置されるもの及び建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

注4 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1号に規定する土地の形質の変更

注5 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

注6 辰野町景観条例第21条に基づき、大規模行為については通常の届出の30日前までに「大規模行為事前協議書」による事前協議が必要となります。大規模行為は同条例第2条第1項第4号に定めるもの(延床面積・築造面積1,500㎡以上)をいいます。



■お問い合わせは

辰野町役場 建設水道課 電話 ☎ 0266-41-1111 (代)

辰野町景観計画

検索

